

2019年12月19日

加盟団体 代表者 殿

公益財団法人全日本ボウリング協会
指導委員会 委員長 金谷 志信
認証部会 部会長 四宮 和裕
(公印省略)

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格 第4章ボウリングボールの変更について

拝啓、平素は当協会の諸事業に格別なるご理解とご支援、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、2019年11月28日開催の理事会により表題の規格が2020年8月1日より一部改正し、施行されることとなりました。

本変更に伴い現在使用されているボールが使用できなくなる場合があるため、必ずボウリングボール規格をご確認いただき、規格に則ったボールを使用していただきますよう宜しくお願ひいたします。

2020年8月1日より施行される本規格のなかで、特にご注意いただきたい点は以下の通りです。
その他不明な点がありましたら、JBC事務局(担当:大澤、羽島)までご連絡ください。

敬具

記

- ① 第34条バランス (1) 10ポンドを超える重量のボール
 - ・ ボールの上半分(指穴側)と下半分(指穴の反対側)の差が3オンス(85グラム)以内であることは変更ないが、フィンガーホールの左右(サイドウェイト)・前後(サム/フィンガーウェイトバランス)の差が3オンス(85グラム)以内となるように変更される。
 - ・ 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも3オンス以上の差があつてはならない。
- ② 第35条ドリリング規格(1)
 - ・ 指穴として使用するホールや窪みは5つ以下とし、フィンガー1本に対し1つ、サムホール1つに限られる。
 - ・ 投球中、全ての指穴を同時にグリッピングして使用せねばならない。
解釈:バランスホールのドリル、コンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用、親指を指穴へ入れない投球者における親指穴のドリル、これらが禁止となる。
- ③ 本規格は2020年8月1日一部改正し、施行する
→2020年7月31日までは現状の規格を適用のため、バランスは3・1・1でバランスホールやコンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用は可能。

【移行期間】

- 2020年1月1日~2020年7月31日を移行期間とし、この期間中は新旧の規格で検査を実施する。(バランスホール有り・2列フィンガーホールの場合は旧規格検査、バランスホールが無いボールは新規格検査)
なお、本移行期間中におけるボール検査合格証の取り扱いについては、別紙【JBC ボール検査合格証の記入について】を参照のこと。

公益財団法人全日本ボウリング協会
ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格
第4章ボウリングボール

第32条（素材）

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構成物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ $1/4$ インチ (6.4 ミリメートル) 以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール1個あたり $1/2$ オンス (14 グラム) を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

第33条（重量とサイズ）

- (1) ボールの重量は 16.00 ポンド (7.25 キログラム) 以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は 27.002 インチ (68.58 センチメートル) 以下、26.704 インチ (67.83 センチメートル) 以上であるとする。直径は 8.595 インチ (21.83 センチメートル) 以下、8.500 インチ (21.59 センチメートル) 以上であるとする。

第34条（バランス）

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10 ポンド (4.53 キログラム) を超える重量
- (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 3 オンス (85 グラム) 以内とする。
(トップ/ボトムウェイト)
- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3 オンス (85 グラム) 以内とする。（サイドウェイト）(サム/フィンガーウェイト)
- (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも 3 オンス (85 グラム) 以上の差があつてはならない。
- (2) 10 ポンドから 8 ポンド (4.53 キログラムから 3.62 キログラム)
- (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が 2 オンス (57 グラム) 以内とする。(トップ/ボトムウェイト)
- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が $3/4$ オンス (21 グラム) 以内とする。(サイドウェイト)
(サム/フィンガーウェイト)
- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後 $3/4$ オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 $3/4$ オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも $3/4$ オンス (21 グラム) 以内とする。
- (3) 8 ポンド (3.62 キログラム) より軽いボール
- (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が $3/4$ オンス (21 グラム) 以内とする。(トップ/ボトムウェイト)

- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(サイドウェイト)
(サム/フィンガーウェイト)
- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。

第 35 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー 1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールがあつてはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。

第 36 条 (表面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あつてはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。

第 37 条 (器具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下であること

第 38 条 (補助用具)

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着していてはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

第 39 条（硬度）

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温（20~25 度）で 72 デュロメーターD 以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。

第 40 条（クリーニング）

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えることなく、投球前にボールから拭い取るという条件で使用できる。これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

第 41 条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作つてはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があつてはならない。（ソリッドをプラグの代わり使用してはならない）
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合しないなければならない。密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはつきり見えるように付けておくものとする。

第 42 条トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量）

- (1) 16 ポンド（7.25 キログラム）を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは 5 つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径 1/4 インチ（6.4 ミリメートル）を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を 1 つ開けることが許される、直径 5/8 インチ（15.9 ミリメートル）、深さ 1/8 インチ（3.2 ミリメートル）を超えないものとする。
- (5) バランスは第 34 条のとおりとする。
- (6) 硬度は第 39 条のとおりとする。

附則

- (1) この規格は、1974 年(昭和 49 年)2 月 24 日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980 年(昭和 55 年)1 月 1 日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986 年(昭和 62 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990 年(平成 2 年)10 月 20 日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996 年(平成 8 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002 年(平成 14 年)11 月 12 日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006 年(平成 18 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008 年(平成 20 年)5 月 25 日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012 年(平成 24 年)5 月 27 日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日より、施行する。
- (12) この規格は、2018 年(平成 30 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2020 年(令和 2 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。

ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格

第4章ボウリングボール変更内容について

【変更経緯】

ワールドボウリングにおけるボール規格ルールの変更がなされた。

選手にとって重要な主な変更点は以下のとおりである。

- 10ポンド（4.53キログラム）を超える重量のボールは、ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が3オンス（85グラム）以内であることは変更ないが、フィンガーホールの左右（サイドウェイト）・前後（サム／フィンガーウェイトバランス）の差が3オンス（85グラム）以内となるように変更される。
- 指穴として使用するホールや窪みは5つ以下とし、フィンガー1本に対し1つ、サムホール1つに限られる。
あわせて、各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールはあってはいけないこととなる。
よって、バランスホールのドリル、コンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用、親指を指穴へ入れない投球者における親指穴のドリル、これらが禁止となる。
- 本規格は2020年8月1日一部改正し施行されるが、2020年7月31日までは現状の規格を適用のため、バランスは3・1・1でバランスホールやコンベンショナルグリップ・フィンガーチップグリップの2列使用は可能である。

【移行期間】

- 2020年1月1日～2020年7月31日を移行期間とし、この期間中は新旧の規格で検査を実施する。（バランスホール有り・2列フィンガーホールの場合は旧規格検査、バランスホールが無いボールは新規格検査）

【現行および改定案について】

下記は各条における変更点の要約である。

●第32条（素材）

- ・材質→素材へ変更し、ボールを製造する際の詳細な説明が追加された。

●第33条（重量とサイズ）

- ・現行の第33条（重量）と第34条（寸法）が統合され、各数値の表現方法に軽微な変更がなされた

●第 34 条（バランス）

- ・10 ポンド以上のボールにおいて、トップ／ボトムウェイトの差が 3 オンス以内であることは変更ないが、フィンガーホールの左右（サイドウェイト）・前後（サム／フィンガーウェイトバランス）の差が 3 オンス（85 グラム）以内となるように変更される。指穴や窪みが全くないボールは、どの半球で計測しても 3 オンス（85 グラム）以内となる。

●第 35 条（ドリリング規格）

- 外観→ドリリング規格へ変更し、指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー 1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限られる。
あわせて、各指穴が同時にグリッピングのために使用できること、投球中にグリッピングのために使用していないホールがあつてはならない。
現行記載されているバランスホールに関する文言が削除される。

●第 36 条（表面）

関連する文言が追加された。

●第 37 条（器具）、第 38 条（補助用具）

現行の第 37 条（ボールの表面）に記載されていた内容が第 37 条（器具）および第 38 条（補助用具）へ分けられ、表現の修正、取り外せる器具の条件が追加された。

●第 39 条（硬度）

ボールの表面硬度→硬度へ変更し、計測時の室温が定められた。

●第 40 条（クリーニング）

条文として追加された。

●第 41 条（プラグ・デザイン・ロゴ・マーク）

条文として追加された。あわせてソリッドをプラグの代わりにせず、一度埋めなおして再度新しいソリッドを入れなおす旨を追加。

●第 42 条トーナメント会場で計測されなければならない規格（当日検量）

条文として追加された。

公益財団法人全日本ボウリング協会

ボウリング競技規則

【変更理由】

- ・ワールドボウリングにおけるボール規格のルール変更のため

改定案	現行
<p>第 135 条（使用ボール）</p> <p>ボールは手の作用によって投球されるものとし、ボールの指穴調整を工夫すること以外は、その内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。</p> <p>すべての公認競技においては、ボールは世界ボウリング連盟の公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで本協会の公認ドリラーによってドリルされ、本協会の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。</p> <p>競技者は、<u>投球中にすべての指穴に指を入れて投球しなければならない。</u></p> <p><u>投球中に指を入れていない穴があった場合、そのゲームの得点は0とする。</u></p>	<p>第 135 条（使用ボール）</p> <p>ボールは手の作用によって投球されるものとし、ボールの指穴調整を工夫すること以外は、その内部及び外部に添付物を使用することなど、いかなるほかの手段もこれを併用してはならない。</p> <p>すべての公認競技においては、ボールは世界ボウリング連盟の公式認定ボール又は本協会公式認定ボールで本協会の公認ドリラーによってドリルされ、本協会の公認ボール検査員が検査し、合格したボールを使用するものとする。</p> <p>競技者は親指穴を使用した状態で他のすべての指穴に指が届かなければならぬが、必ずしもすべての指穴に同時に届く必要はない。</p> <p>投球中、競技者は親指を親指穴の中に入れるか、その上において置かなければならぬ。親指が親指穴から 180 度離れていてはならない。</p>
<p>1974 年（昭和 49 年）8 月 24 日制 定</p> <p>1975 年（昭和 50 年）4 月 20 日一部改正</p> <p>1984 年（昭和 59 年）10 月 1 日一部改正</p> <p>1987 年（昭和 62 年）8 月 10 日一部改正</p> <p>1996 年（平成 8 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>1998 年（平成 10 年）10 月 8 日一部改正</p> <p>2001 年（平成 13 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2006 年（平成 18 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2008 年（平成 20 年）5 月 25 日一部改正</p> <p>2009 年（平成 21 年）5 月 31 日一部改正</p> <p>2012 年（平成 24 年）4 月 1 日 公益財団法人設立に伴う制定</p> <p>2015 年（平成 27 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2015 年（平成 27 年）6 月 1 日一部改正</p> <p>2018 年（平成 30 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2020 年（令和 2 年）4 月 1 日一部改正</p> <p><u>2020 年（令和 2 年）8 月 1 日一部改正</u></p>	<p>1974 年（昭和 49 年）8 月 24 日制 定</p> <p>1975 年（昭和 50 年）4 月 20 日一部改正</p> <p>1984 年（昭和 59 年）10 月 1 日一部改正</p> <p>1987 年（昭和 62 年）8 月 10 日一部改正</p> <p>1996 年（平成 8 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>1998 年（平成 10 年）10 月 8 日一部改正</p> <p>2001 年（平成 13 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2006 年（平成 18 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2008 年（平成 20 年）5 月 25 日一部改正</p> <p>2009 年（平成 21 年）5 月 31 日一部改正</p> <p>2012 年（平成 24 年）4 月 1 日 公益財団法人設立に伴う制定</p> <p>2015 年（平成 27 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2015 年（平成 27 年）6 月 1 日一部改正</p> <p>2018 年（平成 30 年）4 月 1 日一部改正</p> <p>2020 年（令和 2 年）4 月 1 日一部改正</p>